

【町県民税】 所得控除の種類と控除額計算方法

種類	要件	控除額																				
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	①と②のいずれか多い方の金額 損失の金額-保険などで補てんされる金額=(A) ①(A)の金額-(総所得金額等×10%) ②(A)の金額のうち災害関連支出の金額-5万円																				
医療費控除	前年中に医療費等を支払った場合 ※(a)(b)のいずれか	支払った金額-保険などから補てんされた金額=(A) ① 合計所得金額 × 5% ② 10万円 (A)-(①または②とのいずれか少ない金額)=(a) 最高限度額 200万円 ----- 特定一般用医薬品等購入費-保険などから補てんされた金額=(B) (B)-12,000円=(b) (セルフメディケーション税制の適用要件をみたす者に限る) 最高限度額 88,000円																				
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険、介護保険、国民年金など)を支払った場合	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額																				
生命保険料控除	前年中に、生命保険料(新・旧)、個人年金保険料(新・旧)、介護医療保険料を支払った場合	前年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護保険料について、それぞれ下記①②③により計算したものの合計額。(最高控除額は 70,000円 。) ①旧契約(平成23年12月31日以前に契約)の生命保険料、個人年金保険料が該当。最高控除額は 35,000円 。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">前年の支払保険料</th> <th style="background-color: #ffff00;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超、40,000円以下</td> <td>(支払った保険料)×1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超、70,000円以下</td> <td>(支払った保険料)×1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②新契約(平成24年1月1日以降に契約)の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が該当。最高控除額は 28,000円 。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">前年の支払保険料</th> <th style="background-color: #ffff00;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超、32,000円以下</td> <td>(支払った保険料)×1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超、56,000円以下</td> <td>(支払った保険料)×1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③生命保険料または個人年金保険料について、旧契約と新契約の双方の適用を受けるとき。最高控除額は 28,000円 。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約控除額のみが適用されます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">上記①+②</div>	前年の支払保険料	控除額	15,000円以下	支払った保険料全額	15,000円超、40,000円以下	(支払った保険料)×1/2 + 7,500円	40,000円超、70,000円以下	(支払った保険料)×1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円	前年の支払保険料	控除額	12,000円以下	支払った保険料全額	12,000円超、32,000円以下	(支払った保険料)×1/2 + 6,000円	32,000円超、56,000円以下	(支払った保険料)×1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円
前年の支払保険料	控除額																					
15,000円以下	支払った保険料全額																					
15,000円超、40,000円以下	(支払った保険料)×1/2 + 7,500円																					
40,000円超、70,000円以下	(支払った保険料)×1/4 + 17,500円																					
70,000円超	35,000円																					
前年の支払保険料	控除額																					
12,000円以下	支払った保険料全額																					
12,000円超、32,000円以下	(支払った保険料)×1/2 + 6,000円																					
32,000円超、56,000円以下	(支払った保険料)×1/4 + 14,000円																					
56,000円超	28,000円																					

種類	要件	控除額														
地震保険料控除	前年中に地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合	<p>前年中に支払った地震保険料、旧長期保険料について、それぞれ下記①②により計算したものの合計額。(最高控除額は25,000円。) 地震保険と長期損害保険が一緒になっている契約については、それぞれの控除額を計算し、どちらか有利な方を選択する。</p> <p>①地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>(支払った保険料) × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料で10年以上の契約期間で満期戻金などを支払う特約があるもの。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超、15,000円以下</td> <td>② × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	前年の支払保険料	控除額	50,000円以下	(支払った保険料) × 1/2	50,000円超	25,000円	前年の支払保険料	控除額	5,000円以下	支払った保険料全額	5,000円超、15,000円以下	② × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円
前年の支払保険料	控除額															
50,000円以下	(支払った保険料) × 1/2															
50,000円超	25,000円															
前年の支払保険料	控除額															
5,000円以下	支払った保険料全額															
5,000円超、15,000円以下	② × 1/2 + 2,500円															
15,000円超	10,000円															
障害者控除	本人またはその控除対象配偶者及び扶養親族が障がい者の場合	<p>[1]障がい者1人につき26万円 [2]特別障がい者の場合、1人につき30万円 同居特別障がい者の場合、1人につき53万円</p>														
寡婦(寡夫)控除	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[1]夫と死別・離婚後再婚していない人や、夫が生死不明である人で、扶養親族や総所得金額等の合計額が38万円以下の生計を一にする子がいる</p> <p>[2]夫と死別後再婚していない人や、夫が生死不明である人で、合計所得金額が500万円以下</p> <p>夫と死別・離婚後再婚していない人や、夫が生死不明である人で、次のいずれにも該当する場合(特別寡婦)</p> <p>[1]扶養親族である子がいる [2]合計所得金額が500万円以下</p> <p>妻と死別・離婚後再婚していない人や、妻が生死不明である人で、次のいずれにも該当する場合</p> <p>[1]総所得金額等の合計額が38万円以下の生計を一にする子がいる [2]合計所得金額が500万円以下</p>	<p>26万円</p> <p>30万</p> <p>26万円</p>														
勤労学生控除	前年の合計所得金額65万円以下で給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生の場合	26万円														

種類	要件	控除額																																											
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円(給与のみの人は、収入金額が103万円)以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者(納税義務者)の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	居住者(納税義務者)の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1,000万円超	0円	0円																										
居住者(納税義務者)の 合計所得金額	控除額																																												
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																											
900万円以下	33万円	38万円																																											
900万円超950万円以下	22万円	26万円																																											
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																											
1,000万円超	0円	0円																																											
配偶者特別控除	前年の合計所得が1,000万円以下の人で、生計を一にする配偶者を有し、かつ、配偶者の前年の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">居住者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超85万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>85万円超90万円以下</td> <td>36万円</td> <td>24万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
居住者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円																																										
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円																																										
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円																																										
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円																																										
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円																																										
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円																																										
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円																																										
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円																																										
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円																																										
扶養控除	生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が38万円(給与のみの人は、収入金額が103万円)以下の場合	<p>[1] 扶養親族が16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満(一般扶養親族)の場合</p> <p>1人につき33万円</p> <p>[2] 扶養親族が19歳以上23歳未満(特定扶養親族)の場合</p> <p>1人につき45万円</p> <p>[3] 扶養親族が70歳以上(老人扶養親族)の場合</p> <p>1人につき38万円</p> <p>老人扶養親族が父母などで同居している場合(同居老親等)</p> <p>1人につき45万円</p>																																											
基礎控除	全ての納税義務者	33万円																																											